

県南広域振興局長告示第124号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき指定した特定農業用ため池の指定を次のとおり解除した。

令和7年12月19日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	解除年月日
津村沢下堤	一関市花泉町花泉字津村沢11番	令和7年12月9日
松沢横堤	一関市花泉町花泉字松沢2番	〃
新堤	一関市花泉町油島字憧伝沢13番1	〃
金山沢溜池	一関市大東町大原字一ノ通60番3	〃
前田野溜池3	一関市大東町沖田字前田野204番	〃
中上溜池	一関市千厩町磐清水字中上123番	〃
大清水溜池	一関市千厩町磐清水字金山沢20番	〃
小沢田溜池	一関市千厩町磐清水字大沢田117番	〃
大峯溜池	一関市千厩町磐清水字鉢石30番	〃
大上下溜池	一関市室根町折壁字勢返303番	〃
向平第1溜池	一関市室根町津谷川字向平143番1	〃
七曲堤	西磐井郡平泉町長島字新田47番1	〃
松の沢堤	西磐井郡平泉町平泉字広滝182番	〃